

## (第1回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和6年11月12日
契約業者名	日本海洋コンサルタント株式会社
契約業者の住所	東京都港区芝浦三丁目7番9号
業務の名称	令和6年度 東京湾中央航路維持管理等検討業務
業務場所	別紙仕様書のとおり
業種区分	建設コンサルタント等
業務概要	別紙仕様書のとおり
履行期間(自)	令和6年9月4日
履行期間(至)	令和7年2月26日
変更前の契約金額	11,451,000円(税込)
変更金額	3,377,000円(税込)
変更後の契約金額	14,828,000円(税込)
変更理由	計画変更に伴い、維持管理計画書策定について変更を行う。

令和6年度

令和6年度

東京湾中央航路維持管理等検討業務

東京湾中央航路維持管理等検討業務(変更)

特記仕様書

特記仕様書

令和6年6月  
国土交通省関東地方整備局  
東京湾口航路事務所

令和6年11月  
国土交通省関東地方整備局  
東京湾口航路事務所

## 1. 業務概要

本業務は、東京湾中央航路第二海堡における護岸及び付帯施設の維持管理を目的としたBIM/CIMモデル作成、『港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)第四条第五項の規定、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示』に基づき、東京湾中央航路の国有施設(第二海堡)に対して適切な維持管理を行うため、計画書の作成を実施するものである。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務については、以下に示す試行の対象業務である。

- ・ 40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者(以下「技術指導者」という。)を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。
- ・ 国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、BIM/CIM(Building/ Construction Information Modeling, Management)を適用することで、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることを目的とするBIM/CIM適用業務(発注者指定型)である。

## 2. 履行期間

契約締結日から令和7年2月26日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始休暇は休日として設定している。

## 1. 業務概要

本業務は、東京湾中央航路第二海堡における護岸及び付帯施設の維持管理を目的としたBIM/CIMモデル作成、『港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)第四条第五項の規定、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示』に基づき、東京湾中央航路の国有施設(第二海堡)に対して適切な維持管理を行うため、計画書の作成を実施するものである。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務については、以下に示す試行の対象業務である。

- ・ 40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者(以下「技術指導者」という。)を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。
- ・ 国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、BIM/CIM(Building/ Construction Information Modeling, Management)を適用することで、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることを目的とするBIM/CIM適用業務(発注者指定型)である。

## 2. 履行期間

原契約のとおり

3. 業務内容

業務名称	原仕様				変更仕様				増△減		
	設計仕様	単位	数量	摘要	設計仕様	単位	数量	摘要	単位	数量	摘要
東京湾中央航路維持管理等検討業務											
BIM/CIMモデル作成	BIM/CIM実施計画書	式	1		BIM/CIM実施計画書	式	1		式	0	
	地形モデルの作成	地点	1		地形モデルの作成	地点	1		地点	0	
	構造物モデルの作成・更新	タイプ	2		構造物モデルの作成・更新	タイプ	2		タイプ	0	
	属性情報の付与	タイプ	3		属性情報の付与	タイプ	3		タイプ	0	
	統合モデルの作成	地点	1		統合モデルの作成	地点	1		地点	0	
	資料作成	式	1		資料作成	式	1		式	0	
	BIM/CIMモデル報告書作成	式	1		BIM/CIMモデル報告書作成	式	1		式	0	
	BIM/CIMモデルの照査	式	1		BIM/CIMモデルの照査	式	1		式	0	
維持管理計画書策定	計画準備	式	1		計画準備	式	1		式	0	
	資料収集・整理	項目	3		資料収集・整理	項目	3		項目	0	
	結果の検討	項目	3		結果の検討	項目	3		項目	0	
	維持管理計画報告書作成	式	1		維持管理計画報告書作成	式	1		式	0	
					維持管理の検討	項目	2		項目	2	
					図面作成	項目	1		項目	1	
					数量計算	項目	1		項目	1	
					概算工費算定	項目	1		項目	1	
協議・報告	協議・報告	回	5	事前協議 1回 中間報告 3回 最終報告 1回	協議・報告	回	5	事前協議 1回 中間報告 3回 最終報告 1回	回	0	事前協議 1回 中間報告 3回 最終報告 1回
成果	業務成果品費	式	1		業務成果品費	式	1		式	1	

#### 4. 提供資料

- ① 令和5年度 東京湾中央航路付帯施設維持補修検討業務 報告書
- ② 令和4年度 東京湾中央航路付帯施設維持管理等検討業務 報告書
- ③ 令和3年度 東京湾中央航路付帯施設検討他業務 報告書
- ④ 令和元年度 東京湾中央航路付帯施設設計業務 報告書

以上に示す資料の他、本業務に必要な資料等については、別途、貸与等を行うものとする。

#### 5. 業務仕様

##### 5-1 総則

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 令和5年3月)の定めによる。  
また、計画書の作成にあたっては、国土交通省港湾局「港湾施設の維持管理計画策定ガイドライン(国土交通省Webサイト)」(平成27年4月、令和5年3月 一部変更)、国土交通省港湾局「港湾の施設の点検診断ガイドライン【第1部 総論】・【第2部 実施要領】(国土交通省Webサイト)」(平成26年7月、令和3年3月 一部変更)に基づくものとする。  
なお、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

##### 5-2 BIM/CIMモデル作成

###### 5-2-1 BIM/CIM実施計画書

- (1) BIM/CIM実施計画書  
BIM/CIM モデル作成に当たり、「BIM/CIM 実施計画書(例)港湾編」を参考に、BIM/CIM実施計画書を作成するものとする。

###### 5-2-2 地形モデルの作成

- (1) 地形モデルの作成  
令和4年度業務において、レーザスキャナ搭載ドローンを用いて取得した測量結果のデータに基づいて、1地点の地形モデル(現況地形)を作成する。なお、具体的な作成範囲は調査職員との協議により決定するものとする。

###### 5-2-3 構造物モデルの作成

- (1) 構造物モデルの作成・更新  
北側護岸及び東側護岸裾部(構造断面数:2タイプ)について3次元モデルを作成・更新するものとする。
- (2) 属性情報の付与  
令和5年度業務の現地調査結果のデータに基づいて、作成した3次元モデルについて、必要な属性情報を付与するものとする。なお、付与する属性情報については、調査職員との協議により決定するものとする。タイプ数については、鋼管矢板式護岸、重力式護岸、現存する構造物の3タイプを想定しているが、調査職員と受注者が協議し、設計業務実施上必要があると認められる場合には、これにより契約変更するものとする。

###### 5-2-4 統合モデルの作成

- (1) 統合モデルの作成  
上記までに作成・更新したモデルを統合して1地点の統合モデルを作成するものとする。
- (2) 資料作成  
統合モデルの操作に使用する説明資料を作成するものとする。

#### 4. 提供資料

原契約のとおり

#### 5. 業務仕様

##### 5-1 総則

原契約のとおり

##### 5-2 BIM/CIMモデル作成

原契約のとおり

###### 5-2-3 構造物モデルの作成

- (1) 構造物モデルの作成・更新  
北側護岸及び東側護岸裾部(構造断面数:2タイプ)について3次元モデルを作成・更新するものとする。なお、詳細度は300にて3次元モデルを作成するものとする。
- (2) 属性情報の付与  
原契約のとおり

5-2-5 BIM/CIMモデル報告書作成

(1) BIM/CIMモデル報告書作成

「BIM/CIM事業における成果品作成の手引き(案)港湾編」に基づいて、BIM/CIMモデルに関する電子成果品を含む報告書を作成する。

5-2-6 BIM/CIMモデルの照査

(1) BIM/CIMモデルの照査

作成した3次元モデルの照査を実施する。具体的には、事前協議において決定した3次元モデルの目的、作成・更新の範囲、詳細度、ファイル形式で作成されているか、ねじれや離れ等の不整合がないか等について、「BIM/CIMモデル等電子納品要領(案)及び同解説 港湾編」に基づき、確認する。

5-3 維持管理計画書策定

5-3-1 計画準備

(1) 計画準備

業務を行うに当たって事前に業務の目的および内容を把握し、業務の手順および遂行に必要な事項を企画立案する。

5-3-2 資料収集・整理

(1) 資料収集・整理

維持管理計画書を作成するにあたり対象施設の設計図書、工事完成図書および過年度業務報告書から必要な事項を抽出し整理する。(鋼管矢板式護岸、重力式護岸、現存する構造物)

5-3-3 結果の検討

(1) 結果の検討

1) 過年度検討した維持管理計画書および現地の調査結果などを基に対象施設の維持管理計画書を作成するため、点検内容や点検頻度等の検討を行うものとする。(鋼管矢板式護岸、重力式護岸、現存する構造物)

5-3-4 維持管理計画報告書作成

(1) 維持管理計画報告書作成

1) 資料収集整理および検討結果を踏まえ、第二海堡の維持管理計画書を作成するものとする。

5-4 協議・報告

(1) 調査職員と十分な打合せを行うものとし、時期及び回数は、以下のとおりとする。

業務着手時	： 事前協議	1 回
中間打合せ時	： 中間報告	3 回
報告時	： 最終報告	1 回

5-3 維持管理計画書策定

5-3-1 計画準備

(1) 計画準備

原契約のとおり

5-3-2 資料収集・整理

(1) 資料収集・整理

原契約のとおり

5-3-3 結果の検討

(1) 結果の検討

1) 原契約のとおり

5-3-4 維持管理計画報告書作成

(1) 維持管理計画報告書作成

1) 原契約のとおり

5-3-5 維持管理の検討

(1) 維持管理の検討

1) 資材仮置き場検討

護岸背後にある資材について、その仮置き場所及び資材移設の施工方法を検討するものとする。

2) 第二海堡の現場特性を踏まえた施工検討

① 提供資料及び1)の検討を踏まえ、維持管理(防食工、土工)工事全体での最適な施工機械を検討するものとする。

② 維持管理工事の掘削・埋戻において支障となる配管及びケーブルについて、現地条件を踏まえて検討を行うものとする。

3) 上記の検討結果を踏まえ、工事発注に必要な図面、数量計算書及び概算工費の作成を行う。

5-4 協議・報告

原契約のとおり

(2) 中間報告3回には、統合モデルの操作説明会(1回)を含む。

## 6. 成果物

### 6-1 成果物

(1) 業務完成図書の取りまとめ方法及び添付する資料については、調査職員と協議しなければならない。

### 6-2 業務完成図書

(1) 「紙」による報告書は、製本1部とする。なお、報告書製本の体裁は、黒表紙金文字製本のA4判とし、図面は、縮小A3判折込を標準とする。

(2) 図面は、「CAD製図基準」に基づいて作成しなければならない。  
また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。

(3) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。

(4) 業務完成図書の提出先は、下記のとおりとする。  
国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所  
〒238-0005 横須賀市新港町13番地

## 6. 成果物

原契約のとおり

## 7. その他

- (1) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (2) 本特記仕様書の5-4にある協議・報告回数に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、設計業務実施上必要があると認められる場合には、これにより契約変更するものとする。
- (3) 品質確保調整会議(設計確認)への協力
  - 1) 本業務の成果は、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う会議(以下、「品質確保調整会議」という。)の実施対象工事の設計図書となる予定である。
  - 2) 業務成果物の納品後において、発注者から品質確保調整会議への参加依頼があった場合、受注者はこれに協力しなければならない。なお、参加に要する費用及び旅費については、発注者の規定に基づき別途、契約を締結する。
- (4) 技術提案
  - 1) 技術提案履行計画書  
受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。  
なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。
  - 2) 技術提案履行計画書の変更  
発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。
  - 3) 技術提案書不履行の場合の措置  
受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。
  - 4) その他  
技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。
- (5) 技術提案
  - 1) 受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。  
なお、反映する技術提案については、業務計画書に記載するものとする。
- (6) 配置技術者の確認について
  - 1) 受注者は、業務計画書(港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 1-11業務計画書)の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
  - 2) 業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
    - ① 業務打合せ(電話等打合せを含む)等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
    - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

## 7. その他

原契約のとおり

- 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員にWEB上で提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
- 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても同様とする。
- (7) 技術指導者について
- 1) 管理技術者の他に、[参加表明書]※に基づき技術指導者(担当技術者として配置)を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。
- ① 定期的に管理技術者の指導を行うこと(1回/週程度)。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。
- ② 特記仕様書に記載された、発注者を行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。
- ③ 打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。  
なお、その際、各書類に記名又は署名(署名又は押印を含む)するものとする。
- 2) 技術指導者は、業務実績情報システム(テクリス)に担当技術者として登録するものとする。
- (8) 契約内容の変更手続きについて  
本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。
- (9) 設計変更等について  
設計変更等については、業務契約書第18条から第26条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編1-23から1-25などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」(国土交通省港湾局)を参考とするものとする。
- (10) 業務品質確保調整会議について
- 1) 業務品質確保調整会議  
本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議(以下、「調整会議」という。)を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。  
また、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。会議の開催は、「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。
- 2) 業務スケジュール進捗表  
受注者は、業務着手前までに業務スケジュール進捗表を作成し、発注者の承諾を得るものとする。なお、受注者は、業務の進捗に合わせて業務スケジュール進捗表を更新し、打合せ確認等記録簿及び成果物の提出時に合わせて発注者に提出するものとし、それ以外では月1回程度の頻度で更新し、電子メール等で発注者に提出するものとする。  
その際は「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」1-19「履行報告」を省略することができる。  
また、業務スケジュール進捗表の様式については、契約締結後に発注者から受注者へ速やかに提供する。

## 8. BIM/CIM適用業務

### 8-1 3次元測量成果について

- (1) 受注者は、「LandXML 1.2に準じた3次元設計データ交換標準(案)」に基づいて3次元設計データを作成し、電子データで提出するものとする。「データ作成・納品に係る措置については「LandXML 1.2に準じた3次元設計データ交換標準の運用ガイドライン(案)」(以下、「LandXMLガイドライン」という。)によるものとする。また、あわせてオリジナルデータも納品する。
- (2) 3次元設計データの作成対象範囲は、測量成果の3次元点群データから作成する地形サーフェスモデルとする。

### 8-2 BIM/CIM適用業務について

#### (1) BIM/CIM適用業務

本業務は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、BIM/CIM(Building/ Construction Information Modeling, Management)を適用することで、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることを目的とするBIM/CIM適用業務(発注者指定型)である。業務の実施にあたっては以下(2)～(5)に従い実施することとする。受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

#### (2) 定義

- 1) i-Constructionとは、ICTの全面的な活用、全体最適の導入、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産・管理システム全体の最適化を図る取組である。その実現に向けてBIM/CIMを適用した業務(BIM/CIM適用業務)を実施することとする。
- 2) BIM/CIM適用業務とは、建設生産・管理システムの以下の各段階において、3次元モデルを活用する業務である。
  - ① 3次元モデルの作成・更新
  - ② 3次元モデルを活用した検討の実施
  - ③ 3次元モデルの納品

#### (3) BIM/CIMを活用した検討等

BIM/CIMを活用した検討等を①に基づき実施する。また、当該BIM/CIM適用に係る実施計画書を②に基づき作成する。BIM/CIMの実施にかかる内容について変更があった場合にはBIM/CIM実施(変更)計画書を提出する。実施結果についてはBIM/CIM実施報告書として、3次元モデルとともに納品する。なお、3次元モデルを活用して契約図書(2次元図面)の照査を行う場合においては、その旨を業務計画書の照査計画に記載し、具体的に照査を行う対象や範囲をBIM/CIM実施計画書に記載する。

#### ① BIM/CIMを活用した検討等の具体的な内容

##### 1) 3次元モデルの作成・更新

3次元モデルを活用した視覚化による効果に加え、対象業務の特性にあわせた、3次元モデルの作成・更新および属性情報の付与を行う。3次元モデルの作成・更新および属性情報の付与は「3次元モデル成果物作成要領(案) 港湾編」を参照し実施するものとし、属性情報はオブジェクト分類名を必須とする。受注者は、設計対象構造物について、調査段階等の上流工程から受け渡された成果品、3次元モデル(測量データ、地形データ、地質・土質モデル、線形データ、上流工程で作成・更新した構造物、土工形状の3次元モデル、統合モデル等)等がある場合、これらを活用して3次元モデルを作成・更新する。

##### 2) 3次元モデルの照査

作成した3次元モデルの照査を実施する。具体的には、事前協議において決定した3次元モデルの目的、作成・更新の範囲、詳細度、ファイル形式で作成されているか、ねじれや離れ等の不整合がないか等について、「BIM/CIMモデル等電子納品要領(案)及び同解説 港湾編」に基づき、確認する。  
([https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr5\\_000061.html#yoryo](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000061.html#yoryo))

## 8. BIM/CIM適用業務

### 8-1 3次元測量成果について

原契約のとおり

### 8-2 BIM/CIM適用業務について

#### (1) BIM/CIM適用業務

原契約のとおり

#### (2) 定義

原契約のとおり

#### (3) BIM/CIMを活用した検討等

原契約のとおり

### 3) 3次元モデルの納品

1)～2)の成果について、「BIM/CIMモデル等電子納品要領(案)及び同解説 港湾編」に基づき、以下のデータ標準として、納品する。

([https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr5\\_000061.html#yoryo](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000061.html#yoryo))

- ・ 3次元モデルデータ
- ・ BIM/CIM実施計画書、BIM/CIM実施(変更)計画書
- ・ BIM/CIM実施報告書
- ・ 3次元モデル作成 事前協議・引継書シート
- ・ 3次元モデル照査時チェックシート

### ② BIM/CIM実施計画書

①に基づくBIM/CIM適用について、調査職員と協議し、以下の(1)～(8)の内容を記入する。詳細は調査職員より提示する「BIM/CIM実施計画書、BIM/CIM実施報告書(例)港湾編」を参照する。また、併せて「BIM/CIMモデル作成 事前協議・引継書シート」に事前協議時の必要事項を記入する。  
([https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000037.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000037.html))

- 1) 検討体制
- 2) 工程表(3次元モデルの段階確認を行う時期を含む。)
- 3) BIM/CIMを活用した検討等の実施項目
- 4) 3次元モデル作成・更新の対象範囲及びデータファイル(地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル、統合モデル等)
- 5) BIM/CIM3次元モデルの種類(サーフェス、ソリッド等)
- 6) 3次元モデルの詳細度
- 7) 付与する属性情報及び参照資料(属性情報及び参照資料の内容、付与方法、付与情報の更新方法等)
- 8) 3次元モデル作成・更新に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

### ③ BIM/CIM実施報告書

①に基づくBIM/CIM適用について、成果物一覧、納品ファイル形式等を記入する。また、併せて「BIM/CIMモデル作成 事前協議・引継書シート」に納品時の必要事項を記入する。  
([https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000037.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000037.html))  
詳細は「BIM/CIM実施計画書、BIM/CIM実施報告書(例)港湾編」を参照する。

### (4) 上記(3)を実施するために使用する機器類は、受注者が調達すること。

3次元モデルの表示、編集に使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、「BIM/CIM活用ガイドライン(案)」や「BIM/CIMモデル等電子納品要領(案)及び同解説 港湾編」に掲載されているソフトウェアを参考に、事前に調査職員と協議してBIM/CIM実施計画書に記載することとする。  
(掲載URL <http://www.ocf.or.jp/CIM/CIMSoftList.shtml>)  
発注者は、BIM/CIM適用業務を実施する上で有効と考えられる関連業務の完成図書等は、積極的に受注者に貸与することとする。なお、貸与にあたっては港湾整備BIM/CIM クラウドを活用することとする。  
提供する資料等は以下のとおり。  
・令和 4年度 東京湾中央航路付帯施設維持管理等検討業務 報告書

### (5) 3次元モデルの活用にあたって、疑義が生じた場合又は、本特記仕様書に記載のない事項については、調査職員と協議することとする。

### 8-3 BIM/CIM適用業務の費用について

(1) BIM/CIM適用業務で実施する項目については、前項(3)および(4)における3次元モデルの作成・更新・活用に示す項目を想定しており、当初、予定していた実施項目から変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

### (4) 上記(3)を実施するために使用する機器類は、受注者が調達すること。

3次元モデルの表示、編集に使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、「BIM/CIM活用ガイドライン(案)」や「BIM/CIMモデル等電子納品要領(案)及び同解説 港湾編」に掲載されているソフトウェアを参考に、事前に調査職員と協議してBIM/CIM実施計画書に記載することとする。  
(掲載URL <http://www.ocf.or.jp/CIM/CIMSoftList.shtml>)  
発注者は、BIM/CIM適用業務を実施する上で有効と考えられる関連業務の完成図書等は、積極的に受注者に貸与することとする。提供する資料等は以下のとおり。  
・令和 4年度 東京湾中央航路付帯施設維持管理等検討業務 報告書

### (5) 原契約のとおり

### 8-3 BIM/CIM適用業務の費用について

原契約のとおり

(2) 契約書第18条(条件変更等)及び第19条(設計図書の変更)の規定による変更等が生じたことにより、「BIM/CIM実施計画書」の変更が必要となった場合の費用負担等は、発注者と受注者が協議して定めることとする。

(3) 上記により難しい場合の費用負担等については、調査職員と協議のうえ、定めることとする。

#### 8-4 BIM/CIMにかかる知的財産権の扱い

(1) 受注者は、BIM/CIM適用業務の成果物を作成するために用いる素材、部品、情報、プログラム、その他の一切の資料が第三者の知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条2項に定義するところによる。以下同じ。)及び同権利に付随する第三者の権利(以下、合わせて「第三者の知的財産権等」という。)の対象となる場合には、受注者の費用と責任において、受注者と当該第三者との間で利用許諾契約の締結等、必要な措置を講じるものとし、当該第三者の知的財産権等の利用に関する一切の責任を負う。但し、発注者が提供した資料についてはこの限りではない。

(2) 受注者は、受注者の作成したBIM/CIM適用業務の成果物が知的財産権(著作権法第27条及び第28条の権利を含み、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権を除く。)の対象となる場合には、契約書の定めによるほか、当該知的財産権を成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。

(3) 前項の規定にかかわらず、BIM/CIM適用業務の成果物の全部又は一部が受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権(以下、「固有の知的財産権」という。)の対象となる場合には、受注者は、固有の知的財産権を発注者に譲渡することを要しない。

(4) 前項の場合、受注者は、発注者が当該成果物の利用目的の実現のため、当該成果物全体を無償で利用することができるよう、別途、固有の知的財産権に関する非独占的、ロイヤリティフリーかつ取消不能の利用権が発注者に再許諾されるよう手配しなければならない。但し、発注者が当該成果物を閲覧及び変更するために必要となるソフトウェアの利用権及びハードウェアについては、発注者が自らの費用負担で調達するものとし、受注者は責任を負わない。

(5) 発注者は、受注者が引き渡した成果物が固有の知的財産権の対象となる場合には、特記仕様書の記載その他権利者の書面による同意がある場合を除き、当該知的財産権の対象となる部分を改変することはできない。

以上

#### 8-4 BIM/CIMにかかる知的財産権の扱い

原契約のとおり

以上